

静岡市

移住者住宅確保応援補助金

Q&A



令和 7 年 1 月 2 0 日版
静岡市企画課
Ver.1

1 対象条件について

Q 1 新卒の大学生は対象になりますか？

新卒でも県外に過去10年のうち5年以上かつ直近1年以上居住するなど条件を満たしていれば対象となります。
ただし、全国転勤ありの総合職等で配属された初任地が静岡市内だった場合などは対象外となります。

Q 2 転入時、転職先が決まっていなかったが、申請時まで正社員になっていれば補助の対象になりますか？

対象となります。（1回目申請の期限は転入から1年半以内ですので、申請時点で要件を満たす必要があります。）

Q 3 県外で別々の世帯にいた者同士が結婚を機に転入した場合は2人とも対象になりますか？

転入後、3か月以内に婚姻しかつ同一世帯となった場合は2人以上の世帯として補助対象となります。
その他の場合はどちらか1人が単身世帯として対象となります。

Q 4 結婚を機に妻が住んでいる市内のアパートへ夫が転入してきた場合、対象となりますか？

移住に伴い住宅を確保することが必要であるため対象となりません。移住に伴い夫が確保した住居に妻が市内転居すれば、夫の単身世帯として補助対象となります。

Q 5 夫妻（妊婦）で転入する場合、お腹の子は対象になりますか？

転入時に妊娠していることが、母子手帳等で確認することができ、かつ、申請時に生まれている場合は、対象となります。

2 対象条件について

Q 1 静岡の大学へ県外から入学後、市内に4年間住んでいるが、住民票を動かしていなかったため、住民票上は要件を満たしていますが、対象となりますか？

実態として過去10年のうち県外に5年以上居住していることが必要であるため、対象となりません。なお、転居した場合は住民票を異動させることが義務となっております。

Q 2 県外大学に進学後、東京圏に就職したため、県外に5年以上在住しているが、大学時代に住民票を移してなかったため、住民票上は県外に5年在住となっていません。この場合対象となりますか？

住民票で確認できない場合は対象となりません。なお、転居した場合は住民票を異動させることが義務となっております。

Q 3 転入した親世帯に外国留学していた子どもが同世帯に戻ってきた場合、子育て世帯として補助対象となりますか？

転入後、3か月以内に同一世帯となっていた場合は対象となります。

Q 4 夫婦で転入する場合、主たる生計維持者の夫が40歳以上で、妻が40歳未満で収入がない場合、対象となりますか？

対象となりません。

Q 5 長く在住したいが全国に支店等があるため、いつ市外転勤になるかわからない。この場合、対象になりますか？

市外への転勤の可能性がある場合は対象となりません。転勤や配属ではなく自らの意志で静岡市へ移住することが要件となります。

Q 6 夫婦に子どもが生まれたため、2年目から市内でもう少し大きいアパートへ転居した。この場合の補助は継続しますか？

正当な理由がある転居であれば補助対象として継続します。ただし、2件目の住居の敷金、礼金、仲介手数料は対象となりません。また、転入後妊娠し、生まれた子どもについても対象となりません。

また、特に理由なく転居した場合等は転居後の家賃は対象外となります。

※正当な理由・・・設備の不備、世帯員の増加等

※正当でない理由・・・家賃の滞納、契約違反、騒音や悪臭の迷惑行為をした等

3 対象条件（就業）について

Q 1 無期の雇用契約が要件となっているが、会社役員として就任するに伴い、静岡に移住する場合は対象となりますか。

常勤の取締役等の役員であって、5年間以上継続する意思があり、下記の要件を満たしている場合は、「起業」の区分として、対象となります。

区分 起業の要件

法人の代表者等であって、転入をした日以前の直近の所得税若しくは法人所得税の確定申告において事業による所得金額が150万円以上又は事業による収入金額が500万円以上であり、又は転入後に同程度の事業による所得金額又は事業による収入金額を得られていること

Q 2 外国からの転入は対象となりますか。

なります。区分は、東京圏以外の地域となります。

Q 3 当初テレワーク要件を満たし移住したが、申請前に転職し、静岡県内の事業所に勤務することとなった。その場合は補助対象となるか。

転職後の事業所が対象事業所※である等「就職」の要件を満たしていれば対象となります。

Q 4 当初就職要件を満たし移住したが、申請前に転職し、東京都内の企業にテレワーク（新幹線通勤）することとなった。その場合は補助対象となるか。

本人の意思により、静岡市内に居住しており、転勤の可能性がなければ対象となります。

4 貸家の補助について①

Q 1 転入後、1 回目申請から 2 回目申請までの期間に市内の方と結婚したら、補助上限額は増額されますか？

増額されません。1 回目申請時点の世帯構成で決定した補助金額が上限となります。

Q 2 転入後、この制度を過去に受けたことのある市内在住の移住者と結婚した場合、補助対象となりますか？

世帯にこの制度を受けたことのある世帯員がいる場合、全員対象となりません。

Q 3 夫婦（共に40歳以上）と子どもの3人世帯で転入2年目に子どもが市外転出した場合、1 回目の申請が子どもの転出前であれば対象になりますか？

対象になります。転出後は対象外となります。1 回目補助金交付後、2 回目の補助申請前に市内転居の場合、返還には至りませんが補助対象からは外れます。

Q 4 月極めの駐車場代は対象になりますか。

住宅の賃貸借契約書の中に含まれ、家賃と同時に支払う分については、対象となります。別に借りる駐車場については対象外です。

5 貸家の補助について②

Q 1 市内に住んでいる親戚が所有するマンション（1室）に転入し、賃料を親戚に払っている場合、補助対象となりますか？

その親戚と同居ではないこと、及び、契約書を締結すること、支払いの事実が領収書等で確認できれば対象となります。

Q 2 家賃を支払っている通帳や領収書の名義が申請者と異なる場合でも補助対象となりますか？（申請者は夫、支払いは妻名義の口座など）

補助対象世帯員がお支払いされていれば、対象となります。ただし、補助金の受給者や返還になった場合の返還義務者は申請者となりますので、ご注意ください。
※補助対象世帯員 一緒に移住した申請者以外の世帯員（要綱第 条）

Q 3 夫婦（40歳未満）と子どもの世帯で2回目の申請時に子どもが大学で東京へ転出していた場合、補助上限額は変化しますか？

各申請時点の世帯構成により補助上限額が減少することがあります（世帯員が途中で増えても補助上限額が増加することはありません。）

例）東京圏から3人で移住（子ども1人）し、1回目と2回目の申請の間に子どもが転出した場合。

「1回目の申請時」 世帯種別補助上限額 200万円
家賃10万円（敷金礼金3月分含め15月分が対象）：補助対象経費150万円
 $\text{補助対象経費の} 1/2 = 75 \text{万円} < \text{世帯種別補助上限額 } 200 \text{万円}$
補助対象経費の1/2が補助上限額を下回るため、補助金額は75万円

「2回目の申請時」 世帯種別補助上限額 100万円に変更
家賃10万円（12月分が対象）：補助対象経費120万円
 $\text{補助対象経費の} 1/2 = 60 \text{万円}$
 $< \text{世帯種別補助上限額 } 25 \text{万円} (100 \text{万円} - 1 \text{年目補助金額} 75 \text{万円})$
補助対象経費の1/2が補助上限の残りの25万円を上回るため、
2年目の補助金額は25万円となります。（3年目の支給はありません。）

Q 4 1回目の申請後、2回目の申請までに子どもが生まれたら（結婚して世帯員が増えたら）補助上限額は上がりますか？

転入後、妊娠、生まれた子どもについては対象となりません（転入時に妊娠していたことが証明できれば対象になります。）。その他の理由で世帯員が増加した場合でも補助上限額が増額することはありません。

Q 5 地域おこし協力隊（任期3年）は対象となりますか？

活動補助金で家賃を支払うため、対象外になります。

6 貸家の補助について③

Q1 1回目の申請後、離婚して双方（もしくはどちらかが）市内転居した場合、補助対象はどうなりますか？

2回目の申請から1回目の申請者の世帯のみ対象となります。ただし、2人とも転居した場合はどちらも対象になりません。

Q2 中古の一軒家を購入した場合、購入費とリフォーム代は両方補助対象にはならないでしょうか？

当補助金では購入費のみ対象となります。リフォーム代は要件を満たせば（1年以上空き家だったこと等）、空き家改修事業補助金（上限200万円）を活用できる可能性があります。リフォーム工事施工前の申請が必要ですので、お早めに市住宅政策課までお問い合わせください。

連絡先 静岡市住宅政策課 054-221-1192

Q3 東京圏に5年住んでいたが、テレワークで静岡市との二拠点生活を始めようと思っている。市内に住民票を移せば対象となりますか？

週の半分以上（4日）を静岡市で生活しており、勤務先への届け出住所を静岡市としているなど、生活の本拠が静岡市にあれば、対象となります。

7 貸家の補助について④

Q 1 転入したシェアハウスの代表者が契約者となり一括で支払いをしている場合、補助金の申請ができるか？

賃貸契約を申請者又は補助対象世帯員が締結していれば対象となります。転入者が支払っている額及び本人が支払っている証明があれば申請できます。

Q 2 転職転入時、最初の3か月はアパートが決まらず、ホテル暮らしだった場合、ホテル代も補助対象になりますか？

ホテル代は対象となりません。その後のアパート家賃は対象になります。

Q 3 大家族のため、転入時アパートを2部屋借りた場合、全部補助対象になりますか？

全て対象となります。ただし、住居以外の利用の場合は対象外となります。

Q 4 転入時、最初に住んだアパートには敷金・礼金がなかったが、市内転居した際に敷金・礼金を支払った。これは1回目の申請に間に合えば、対象になりますか？

敷金、礼金、紹介手数料については、転入後初めて居住した住宅のみ対象となります。

8 住宅購入の補助について

Q 1 新築やマンション購入時に申請者と建物やマンションの所有者名義が違っていても対象となりますか？

補助対象世帯員であれば対象となります。ただし、税務上の手続き（Q〇参照）や万が一転出する場合の返還義務は申請者となるため、所有者と申請者を揃えることをおすすめします。

Q 2 建売住宅や分譲マンション、中古住宅等で土地と建物の金額の区分がはっきり分からない場合、どうしたらよいでしょうか？

販売した不動産会社に土地購入相当額と建物相当額を算出を依頼してください。

Q 3 1回目を住宅賃借で申請し補助を受けたが、2回目の申請までに住宅を購入しました。補助は受けられますか？

受けられません。住宅の賃借と購入のいずれかしか補助を受けられませんが、購入した住宅に引っ越す前の分の家賃については、引っ越しする前にご相談ください。

1回目の住宅賃借での申請前に住宅購入した場合は、住宅購入の区分で申請することができます。

Q 4 転入当初アパート（貸家）に住んでいたが、家を新築して家族で住み始めた。新築住宅の購入費は対象となりますか？

補助は「賃借」か「購入」、「実家等の改修」のいずれか一つのみが対象となります。転入後は住宅を賃借していても、転入後18か月経過までに住宅購入費用を支払い申請した場合は、「賃借」又は「購入」のいずれかの対象として申請することができます。

Q 5 実家の敷地内に離れ（風呂やトイレなし）を新築して転入した場合その建築費は対象となりますか？

3親等以内の親族の所有している建物に付随している建物であれば、増築として対象となります。

Q 6 転入時、将来2世帯で住めるような住宅を新築し、1階を居宅、2階を貸家として他人に貸し出した場合、どこまでが経費の対象となりますか？

面積で経費を按分し、1階居宅部分の経費のみ対象となります。

Q 7 移住前に家を建てるとしたら何年前まで対象となりますか？

転入に伴い確保した住居にかかった経費についてのみ対象とするため、「申請日」から2年前までに支払った経費を対象とします。

9 実家リフォームの補助について

Q1 実家のリフォーム時に父母側のバリアフリー化をした分（スロープ、手すりの設置）も対象になりますか？

介護保険を利用したリフォーム等明らかに移住者の利用と関連のない部分は対象外になります。

Q2 実家へ転入する際、D I Yでリフォームした場合、領収書があれば補助金の対象となりますか？

対象となりません。

Q3 実家へ転入する前に、親がリフォーム代を支払った場合、補助の対象とならないでしょうか？

対象となりません。

10 他の制度との併用について

Q 1 結婚新生活スマイル補助金（担当：青少年育成課）との併用は可能ですか？

結婚新生活スマイル補助金の対象経費の期間外で住宅確保応援補助金の対象経費であれば併用可能です。

Q 2 静岡市空き家改修事業補助金交付制度（担当：住宅政策課）との併用は可能ですか？

双方の要件を満たしていれば併用可能です。
その場合、購入費用「住宅確保応援補助金」、リフォーム費用「空き家改修事業補助金」となります。
なお、賃借の場合は、「空き家改修事業補助金」は所有者に支給されます。

Q 3 中山間地域移住者用住宅改修事業補助金との併用は可能ですか？

双方の要件を満たしていれば併用可能です。
その場合、購入費用「住宅確保応援補助金」、リフォーム費用「中山間地域移住者用空き家改修事業補助金」となります。

Q 4 子育てエコホーム支援事業との併用は可能ですか？

併用可能です。

Q 5 子育てグリーン住宅支援事業との併用は可能ですか？

併用可能です。

Q 1 受給した補助金は所得税の対象となりますか？

当補助金は受け取った日の属する年分の一時所得として所得税の課税対象になります。

一時所得は特別控除額50万円を控除した残額に1／2を掛けた金額を所得金額とすることとされており、他の一時所得との合計額が年間50万円を超えない限り、確定申告する必要はありません。

また、一般的な給与所得者の場合は、給与以外の所得金額が20万円を超えない場合には確定申告をする必要はないものとされており、一時所得の合計が90万円を超えない限り、確定申告をする必要はありません。

また、住宅取得や住宅改修については、確定申告書に「国庫補助金等の総収入金額不算入に関する明細書」を添付することで、一時所得の総収入金額に含めないことができる場合がありますので、詳しくは、下記ホームページや国税局電話相談センター等にご確認ください。

(参照) 国税庁ホームページ

国税庁タックスアンサー NO.1490 一時所得、NO.1490 一時所得Q&A
